

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成20年6月9日・東京都規則第135号

1 概要

1 改正理由

都民ボランティアにとって分かりやすい制度とし、かつ、質の高い指導者の効率的な育成を目指し、講習体系の見直し・指導者の認定区分を改正する。

2 改正内容

(1) 講習の見直し（第3条／別表第1）

- ・「講習」を「講習及び当該講習に係る修了試験」に改める。
- ・「初級自然観察・体験活動指導認定講習」、「初級緑地保全活動指導認定講習」、「中級自然観察・体験活動指導認定講習」及び「中級緑地保全活動指導認定講習」を「緑のボランティア指導者等育成講座基礎講習」に改め、都内での緑に関するボランティア活動経験が1年以上ある者を対象とする。
- ・「上級自然観察・体験活動指導者認定講習」を「緑のボランティア指導者等育成講座専門講習（自然観察・体験活動コース）」に改める。
- ・「上級緑地保全活動指導者認定講習」を「緑のボランティア指導者等育成講座専門講習（緑地保全活動コース）」に改める。

(2) 認定区分の見直し（別表第1）

- ・「東京都初級自然観察・体験活動指導者」、「東京都初級緑地保全活動指導者」、「東京都中級自然観察・体験活動指導者」及び「東京都中級緑地保全活動指導者」を、「東京都二級緑のボランティア指導者」に改め、修了試験に合格することを認定要件とする。
- ・「東京都上級自然観察・体験活動指導者」を、「東京都一級緑のボランティア指導者（自然観察・体験活動）」に改め、修了試験に合格するとともに活動経験を3年以上有することを認定要件とする。
- ・「東京都上級緑地保全活動指導者」を「東京都一級緑のボランティア指導者（緑地保全活動）」に改め、修了試験に合格するとともに活動経験を3年以上有することを認定要件とする。

2 施行期日

平成20年6月9日

3 問い合わせ先

自然環境部 緑環境課 保全係

直通 03-5388-3555

内線 42-641